



**地道に一つ一つ確認することがポイント。
不明点は放置せず、
一步先の対応を心掛けましょう。**

米田正美中小企業診断士・税理士事務所(仙台市青葉区)
税理士

仙台商工会議所 窓口専門家 エキスパート・バンク登録専門家
よねだ たかみつ
米田 貴光氏

(プロフィール)
2008年より同社顧問先企業の税務会計分野
における指導や経営改善計画作成支援に従
事し、2015年2月に税理士登録。資金繰り相
談のみならず、クラウド会計導入や操作指導の
ほか、モバイルPOSレジ導入の支援にも対応。

特集 あなたの会社は大丈夫？ 複数税率に対応して 適切な決算・ 確定申告を！



2019年分の決算・ 確定申告には 最大3種類の消費税率が発生

まず、決算・確定申告の定義を改めて確認しますと、決算は「企業の1年間の売り上げと費用を計算し、利益や損失をまとめた数字を決算書として確定させること」、所得税の確定申告は「所得にかかる税金(所得税および復興特別所得税)の額を計算し、税金を支払うための手続き」とされています。

加えて、消費税の確定申告を行う際には所得税と同様に、1年分の売り上げと経費をまとめた書類等を基に「決算書」を作成して確定申告を行います。2019年10月1日からの消費税率改正により、切替期間を含む決算・確定申告の際には、2019年9月30日までの旧税率8%、2019年10月1日からの標準税率10%、軽減税率8%の、最大3種類の消費税率が発生します。そのため、経費等も2種類の8%と10%の合計3種類の税率ごとに分けて集計する必要があります。

軽減税率対象商品は 可視化が必須

最大3種類の税率がありますので、当然、従来の単一税率に比べて、集計する手間や帳簿への記載事項が増えます。そのことから、帳簿を整理していくにあたり、具体的に次の3点に注意が必要です。

(1) 「課税仕入れに係る 資産の内容」の記載

帳簿への「課税仕入れに係る資産の内容」の記載は、請求書等に記載されている取引内容をそのまま記載することまで求めています。商品の一般的総称でまとめて記載するなど、申告時に請求書等を個々に確認することなく、軽減税率対象となる商品なのか、それ以外のものなのかを明確にし、帳簿に基づいて、税率ごとに仕入れ控除税額を計算できる程度の記載で問題ありません。

(2) 「軽減対象資産の譲渡等に係る ものである旨」の記載

「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」の記載は、軽減対象資産の譲渡等であることが、客観的に見てわかるような帳簿にする必要があります。

(3) 一定期間分の請求書の まとめ記載

一定期間分まとめて請求書等が交付される場合は、その期間分をまとめて帳簿に記載しても問題ありません。

具体的な帳簿への記載方法については、下の図を参考にしてくださいと良いでしょう。

【一定期間分の請求書】

請求書 株式会社 〇〇食堂	
XXXX年11月2日	
割り箸	550円
牛肉	5,400円
...	...
合計	43,600円
	(10%対象 22,000円)
	(8%対象 21,600円)
※は軽減税率対象品目	株式会社 〇〇商店

株式会社 〇〇食堂が株式会社 〇〇商店から商品を仕入れた場合

総勘定元帳 (仕入れ) 株式会社 〇〇食堂					
XX年	月	日	摘要	借方	貸方
11	2		株式会社 〇〇商店 雑貨	22,000	
11	2		株式会社 〇〇商店 食料品	21,600	
...

株式会社 〇〇商店が株式会社 〇〇食堂へ商品を売り上げた場合

総勘定元帳 (売り上げ) 株式会社 〇〇商店					
XX年	月	日	摘要	借方	貸方
11	2		株式会社 〇〇食堂 雑貨		22,000
11	2		株式会社 〇〇食堂 食料品		21,600
...

※は軽減税率対象品目

軽減税率の対象品目である旨

- ① 軽減税率対象品目に「※」や「☆」等の記号を記載
- ② 記号が軽減税率対象品目を示すことを明らかにしておく

帳簿への取引内容の記載は、商品の一般的総称でまとめて記載するなど(割り箸⇒雑貨、牛肉⇒食料品)、申告時に帳簿に基づいて消費税額を計算できる程度の記載で問題ありません。

税率区分欄を設け、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。

2019年10月1日より消費税率が改正され、標準税率の10%と「酒類・外食を除く飲食料品」や「週2回以上発行で定期購読される新聞」などが対象となる8%の軽減税率、二つの税率が混在することとなりました。それに伴い、日々の経理処理や決算・確定申告においても、さまざまな混乱が生じることが予想されます。そこで今月号では、専門家より、複数税率導入後、初めて決算・確定申告を行うに当たって必要となる経理処理のポイント等について解説いただきます。決算・確定申告は、業種・業態、会社の規模に関わらず対応が必要な業務です。特に、個人事業主の方は2020年3月15日までに確定申告が必要です。不明点は早めに解消し、適切な対応をしていきましょう。

既に会計ソフトを使用している事業者の場合は、消費税の課税事業者と設定することで自動的に税区分が記載されるため、「自身で「※」等のマークを書き入れる必要はないですが、手書きもしくはエクセル等を利用して集計している場合は、忘れずに記入することを心掛けてください。今後、このような記載が必要となりますので、可能であれば早めに会計ソフトの導入を検討することをおすすめします。

一定期間の間 税額計算の特例が選択可能

決算処理と同様に、消費税の確定申告を行う場合も、しっかりと帳簿を整理した上で、各税率での売り上げ・仕入れの金額を集計する必要があります。通常、税率ごとの売上総額と仕入総額を算出し、売上総額から仕入税額を控除することで計算しますが、消費税改正に伴い、それぞれ一定期間の間、特例があります。

売上税額計算の特例(図1参照)

今年10月1日から2023年9月30日までの4年間、基準期間の課税売上高が5000万円以下の中小事業者で、区分して計算することが困難な場合に限り、一定割合を軽減税率対象とみなすことができます。

①小売等軽減仕入割合の特例

卸売、小売業を営む中小事業者が、簡易課税適用事業者を除き、「売り上げを税率ごとに区分できるが、仕入れを区分することが困難な場合」に選択可能な制度です。

②簡易課税制度の届出の特例

今年10月1日から2020年9月30日の1年間、簡易課税の適用を受けようとする課税期間中に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することで、提出した課税期間から簡易課税制度を選択可能となります。

税額計算の特例の適用は選択の幅があるため、専門家へ相談しながら進めていくことがポイントとなります。

ポイント還元制度は 複数の仕訳方法が存在

ポイント還元制度とは、2019年10月1日から2020年6月30日までの9カ月間、対象となる中小・小規模事業者が営む店舗でキャッシュレス決済を行うと、購入額の最大5%が消費者にポイントで還元される制度で、対象店舗として加盟している事業者の方も多いと思います。加盟している場合、取引に応じて仕訳が必要です。ここでは、「ポイントを使用した時点で、ポイントという現金同等物の使用を『収入』として処理する方

【例】コンビニでキャッシュレス決済を利用し、会議用の軽減税率対象の飲料品と標準税率対象の消耗品を購入した場合(還元率:2%で計算)。

領 収 証	
お茶	¥150
ボールペン	¥160
合 計	¥310
(10%対象)	¥160
(8%対象)	¥150
(内消費税等)	¥25
キャッシュレス還元	¥6
(キャッシュレス還元対策額)	¥310
クレジット i D	¥304
「軽」は軽減税率対象商品です。	
クレジット i D 支払	
伝票番号	00000
端末番号	00000000000000
会員番号	XXXX XXXX XXXX 0000
有効期限	XX/XX -
承認番号	-
取引内容	売上一括
支払区分	-
支払金額	¥304

10%対象	160円
8%対象	150円
還元額	6円
支払額	304円

①ポイントを「収入」として処理する方法

借 方		貸 方		
会議費	8%(軽)	150円	未払金	304円
消耗品費	10%	160円	雑収入	不課税
				6円

②ポイントを「値引き」として処理する方法

借 方		貸 方		
会議費	8%(軽)	147円	未払金	304円
消耗品費	10%	157円		

$$150 - 6 \times \frac{150}{310} = 147$$

$$160 - 6 \times \frac{160}{310} = 157$$

【図1】売上税額計算の特例

基準期間の課税売上高が5,000万円以下の中小事業者のみ選択可能期間：2019年10月1日から4年間(2023年9月30日まで)

対象者	① 仕入れを区分できる卸売・小売事業者	② ①以外の事業者	③ ①②の計算が困難な事業者 主に軽減税率対象品目を販売する事業者に限る
軽減税率売上割合の計算方法	〈小売等軽減仕入割合〉 卸売業・小売業に係る軽減税率品目の売上上のみ要する課税仕入(税込)	〈軽減売上割合〉 通常連続する10営業日の軽減税率対象品目の課税売上(税込)	50 100
考え方	仕入額の軽減税率対象割合を売り上げに当てはめる	10日間の軽減税率対象商品の売上割合から年間実績を推計	売り上げの50%を軽減税率対象と推定

卸売、小売業を営む中小事業者が、「仕入れを税率毎に区分することが困難な場合」を税率毎に区分することが困難な場合に選択可能な制度です。仕入総額のうち、軽減税率対象品目の仕入額の占める割合で、軽減税率対象となる消費税額を計算します。

②軽減売上割合の特例

軽減税率対象商品を取り扱う中小事業

業者であれば、業種の限定なく適用可能な制度です。通常の連続する10営業日の課税売上総額に占める軽減税率対象品目の課税売上額の割合を、その売り上げに占める軽減税率対象品目の割合として計算します。

③両方とも困難な場合

先述の①、②の計算が困難であり、主に軽減税率対象品目を販売する中小事業

【図2】仕入税額計算の特例

基準期間の課税売上高が5,000万円以下の中小事業者のみ選択可能期間：2019年10月1日から1年間(2020年9月30日まで)

対象者	① 売り上げを区分できる卸売・小売事業者	② ①の計算が困難な事業者
軽減税率仕入割合の計算方法	〈小売等軽減売上割合〉 卸売業・小売業に係る軽減税率品目の課税売上(税込)	〈簡易課税制度の届出の特例〉 簡易課税制度を適用しようとする課税期間中に、消費税簡易課税制度選択届出書を提出し、同制度を適用することが可能。 ※特例を適用する場合、消費税簡易課税制度選択届出書は、2019年7月1日から提出可能。
考え方	売上額の軽減税率対象割合を仕入れに当てはめる	課税期間中の届出で簡易課税制度を選択可能

者は、売り上げの割合を50%と推計して税額計算をすることが認められています。
仕入税額計算の特例(図2参照)
今年10月1日から2020年9月30日の1年間、基準期間の課税売上高が5000万円以下の中小事業者で、仕入れを税率ごとに区分することが困難な事業者が選択可能です。

法、「ポイントの使用による代金の「値引き」として処理する方法」の代表的な2種類があります。(上図参照)
ポイント還元制度は、このような仕訳方法で処理が可能です。今まで自社で割引を行った際の経理処理方法と照らし合わせながら、自社に合った方法で取り入れていくとよいでしょう。

消費税率を誤って徴収しないため社内体制の徹底を

商品販売するに当たって、複数税率対応への事前の準備をしているものの、標準税率10%のところ、誤って軽減税率8%で販売してしまうといった事例も想定されます。その場合、得意先やお客さまへ差額の請求を行うことは困難で、販売事業者がその差額を納めることが推測されます。無駄な支出を

発生させないためにも税率の扱いには注意が必要です。万が一、こうした事象が発生した場合は、従業員教育を含めた自社の体制の見直しが必要となりますので、しっかりと対応していきましょう。

商工会議所の窓口を活用して適切な決算・確定申告を

今回説明した通り、消費税率改正によつて、仕訳以外にも業務上でのさまざまな混乱が予想されます。今のうちから商工会議所の窓口専門家やエキスパート・バンクなどの無料相談制度を活用し、専門家とともに不明点を事前に解消しておくことがカギとなります。2月からは、所得税・消費税の確定申告に向けて、個人事業主を対象とした「無料税務相談会」もありますので、こうした窓口等を活用しながら、計画的に準備を進めていきましょう。

仙台商工会議所では、経営支援員や専門家への各種ご相談を随時受け付けています。税務・会計面や資金繰り等でお困りの際は、お気軽にお問い合わせください。

経営支援チーム

TEL:265-8127

メール:

<https://www.sendaicci.or.jp/management-consul/keieishien/>

※「無料税務相談会」の日程は、飛翔2020年1月号に掲載予定です。

